

議会運営委員会報告書

令和4年12月23日

備前市議会議長 守井秀龍様

委員長 尾川直行

令和4年12月23日に委員会を開催し、次の案件を協議したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 緊急質問の動議について

議会運営委員会記録

招集日時	令和4年12月23日（金）		本会議休憩中	
開議・閉議	午後0時30分	開会	～	午後0時39分 閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第5回定例会）の開催		
出席委員	委員長	尾川直行	副委員長	奥道光人
	委員	中西裕康		土器 豊
		西上徳一		石原和人
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍	副議長	森本洋子
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	石村享平	議会事務局次長	大西健夫
	議事係長	青木弘行	議事係主任	楠戸祐介
審査記録	次のとおり			

午後0時30分 開会

○尾川委員長 ただいまの御出席は6名です。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

事務局から説明をお願いします。

○青木議事係長 先ほど中西議員から緊急質問をされたいという動議が成立しましたので、これからの議事運営について御説明させていただきます。

本会議再開後になりますが、緊急質問については日程の追加が必要となりますので、まず、日程の追加と併せて発言の許可を本会議においてお諮りいただくこととなります。

採決方法については、日程追加と発言の許可を認めるかどうかを簡易採決により行っていただきます。異議があった場合には、会議規則第63条の規定により、討論は行わず起立により採決していただくこととなります。

既に本日予定されていた全ての議事日程を終えたところでありますので、議会が質問の緊急性を認められ日程追加が可決されますと、日程5にこの緊急質問の日程を追加し、直ちに緊急質問が行われるということになります。

なお、会期末でございますので、日程追加が否決されましたら、それをもって本定例会は閉会となります。

そして、質問に緊急性があるかどうかの判断は議員にあります。認定は本会議でしていただくこととなります。緊急質問を認めるというものではなく、認めるかどうかをお諮りいただきますので、決めるのはあくまでも本会議となります。

また、緊急質問という概念ですが、一般的には事態が差し迫って即刻臨機の措置を取る必要がある場合、次の定例会での一般質問では時機を逸してしまう場合など緊急性が重要となります。

日程の追加と発言の許可が認められますと、緊急質問については、過去の事例等参考にするとして一般質問に倣い2回まで、質問・答弁ともに自席で行っていただくこととなります。

○尾川委員長 ここではどのようにすればよいのでしょうか。

一応事情を聞いたということによろしいか。

○青木議事係長 委員長の言われるとおり、ここで決めるものではございません。あくまでも本会議で緊急性を認められ、発言を許可されるかどうかということになります。

○尾川委員長 ここではその手順を周知したという理解でよろしいか。

○青木議事係長 日程追加については議会運営委員会の協議・了承事項となっておりますので、緊急質問が認められれば日程5が追加されるということになります。

○尾川委員長 確認等があれば。

○中西委員 せっかくの機会なので、動議をかけたときに余り細かいことは申しませんでした。新聞報道では、会計を担当していた70歳代の男、会計担当者だった男性という表現だっ

た。公職選挙法によると、公選法の連座制というのは、候補者の総括主宰者、出納責任者、地域主宰者が各種の買収及び利害誘導罪又は新聞紙、雑誌の不法利用罪によって刑に処せられた場合というものがある、あと親族とか秘書とかになります、ここで出納というのが出てくるわけですね。もし連座制を適用されますと、当選無効及び立候補禁止の効力が生じるという流れがあるわけです。

ちょっと、ここは少し公選法を見ていますと、一つは有罪判決が言い渡されると、次に、有罪判決について控訴もしくは上告がなく、又は控訴及び上告されたが上告が棄却されて裁判手続が終了した。検察官が処刑の通知を申し立てる。ここまで今来ているわけです。最後に、審理を行った裁判所が、有罪判決が言い渡された旨を書面で候補者であった者に通知をする。その通知を受けた候補者は通知された日から30日以内に検察官を被告として、違反者が総括主宰者等に該当しないという旨を高等裁判所に申し立てをする、訴えるということをしななければいけないわけです。そうやってきますと、通知をされて日から30日以内に裁判を起さなければいけない。これをされているのかどうなのか。もし通知がない場合は連座制の問題はないわけですが、その者はうちの後援会の出納責任者ではありませんという裁判を起さなければならぬ。これをされているのかどうなのか。されていなければ、連座制が適用される場合から通知が来ていなければ、その候補者は問題がないということになるわけです。連座制がもし適用されると失職あるいは5年間の選挙の立候補が禁止されるという厳しい選挙の法律がありますので、定例会が始まってからの新聞報道でもありますし、30日以内となると次の定例会では間に合わないというようなことがあるわけです。だから、そのところはきっちり備前市の舵取りがどうなるのかということでは市民の皆さんの大きな関心があるところでもあります。

山陽新聞、読売新聞、NHKで報道されていますので、あと私の知らないところであるのかも分かりませんが、かなりのマスコミの力ですので、議会としてもきっちりそのところはしておいたほうがよいのではないかと思います。

○尾川委員長 緊急性を認めるか否かはここでするわけ。ここで今説明があったが、あくまで参考意見ということですね。

○青木議事係長 委員長の言われるとおり緊急性の判断は本会議でさせていただきます。ただ、先ほど中西委員が詳細を述べられましたので、今本会議休憩中ですので、そちらを一度会派に持ち帰っていただき、その辺りの御協議もいただきたいと思います。

○尾川委員長 ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会派に持って帰って、緊急性を検討してもらいたいということですね。

それでは、議会運営委員会を閉会いたします。

午後0時39分 閉会